

## コロニーにいがた白岩の里給食業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、コロニーにいがた白岩の里給食業務の委託先の選定にあたり、プロポーザルの実施方法、必要な事項を定めるものである。

事業者の選定に当たっては、経営の理念、人材の確保、従事者教育、従事者の技術力・意欲に応じた適正な人件費、地元食材を活かした調理及び業務遂行能力等を総合的に審査する公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行う。

### 2 コロニーにいがた白岩の里の概要

コロニーにいがた白岩の里は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく知的障害児者の総合援護施設である。

比較的障害の軽い知的障害者を対象とする部門では、将来自活できるような社会復帰を目標とし、中高年齢期や身体障害を重複する知的障害者を対象とする部門では地域生活への移行を目標としている。

また、障害の重い知的障害児者を対象とした部門では、高度な専門的保護指導のもとに情緒の安定及び身辺処理能力の向上を図り、できる限り社会生活に適應できる能力を養うことを目標とするなど、知的障害児者の能力に応じた指導訓練を行い、地域生活移行・社会復帰を図る一貫した機能を有する施設として設置されたものである。

- ・所在地：長岡市寺泊藪田 6789 番地 4
- ・敷地面積：243,664 m<sup>2</sup>
- ・建築面積：25,551.82 m<sup>2</sup>
- ・給食日数：通年
- ・令和 5 年 11 月 1 日現在入所者数：120 名

### 3 給食業務委託契約期間及び業務委託期間

公募型プロポーザル方式に基づく随意契約により受託者を決定した日をもって契約締結の日とする。契約期間は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までは業務委託準備期間とし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。なお、業務委託期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。但し、双方協議の上、2 回まで継続更新が可能とする。

### 4 契約及び業務の内容

別添「業務委託契約書」及び「コロニーにいがた白岩の里給食業務委託仕様書」のとおり。

## 5 見積限度額

57,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

また、業務委託料の支払いは、毎月の業務実施内容を確認した上で翌月に支払う。

## 6 本プロポーザルに参加する者に求められる資格要件

本プロポーザルに参加表明・提案書を提出する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 新潟県内に事業所（本社、本店、支店、営業所等）を置く者であること。
- (2) 食品衛生法による営業の許可を有しており、食品衛生法に規定する罰則を過去 10 年以内（平成 25 年度以降）受けておらず、食中毒等による営業停止処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (10) 新潟県内の障害者関係施設又は高齢者関係施設において、過去 10 年以内に給食業務を継続して 12 か月以上にわたり元請けとして完了した実績が 2 契約以上ある者であること。ただし、契約期間が異なるが履行場所が同一の契約は、1 契約と見なす。
- (11) 災害危機に備えた危機管理体制が整っていること。
- (12) 当法人の理事長及び理事若しくはこれらの者の親族（6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等内の姻族）が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でない者。

## 7 プロポーザル参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

### (1) 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、別紙様式2「コロニーにいがた白岩の里給食業務委託プロポーザル参加申込書」、別紙様式3「受注実績申告書」及び別紙様式4「会社概要」を提出すること。

申込み期限：令和5年11月14日（火）午後5時00分必着

申込み先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

### (2) 参加資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和5年11月16日（木）発送で参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

### (3) その他

現地見学会は行わないものとする。但し、参加申込みの状況により開催する場合は別途通知する。

## 8 本要領の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

本要領の内容について質問がある場合は、別紙様式5「質問書」を提出すること。

受付期間：令和5年11月9日（木）から11月20日（月）午後5時00分まで

受付場所：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送又は電子メール

### (2) 質問への回答

回答期限：令和5年11月22日（水）まで

方法：電子メールで回答する。

## 9 提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 提案書 正本1部、副本7部およびPDFデータ（CD-R）

（ア）別紙様式6から別紙様式12-2に記載すること。

（イ）A4版縦、横書き、左綴じとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

（ウ）各様式に定めるページ以内で記載すること。

（エ）参加者は、1つの提案しか行うことができない。

（オ）提出期限以降の差替え又は再提出は認めない。

イ 別紙様式13「見積書」及び様式13-2「見積金額内訳書」

正本1部、副本7部およびPDFデータ（CD-R）

見積の総額及び内訳について作成し、正本には代表者印を押印すること。

(2) 提出期限等

提出期限：令和5年11月29日（水）午後5時00分必着

提出先：問合せ先と同じ

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者は、令和5年12月7日（木）に開催（予定）する審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。時間は、1業者につきプレゼンテーション20分、ヒアリング10分とする。ただし、審査委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーション及びヒアリングを求める者を選定した上で行うことがある。

なお、詳細については別途通知する。（開催日時は変更する可能性ある）

## 11 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
様式7 障害者支援施設の給食に対する基本的な考え方に関する提案書	障害者支援施設における給食提供に対する基本的な考え方。「利用者の心身の健全な発育、健康の保持増進及び疾病予防へ配慮した給食」、「食物アレルギーのある利用者に配慮した給食」、「高齢化により摂食・嚥下機能の低下した利用者のための形態を調整した給食」及び「生活の場における楽しみとしての給食」の提供について、提案者が関与できることが可能な提案に実現可能な工夫が見られるか。	8
様式8 給食業務実施体制に関する提案書	給食業務が円滑に遂行できる体制であるか。（職員体制、職員研修、職員への指揮命令等）	28

様式9 給食業務の円滑な運営に関する提案書	給食業務が円滑に運営できる対策が取られているか。(非常時の緊急対策、事故防止対策、委託側管理栄養士不在時の臨時的対応)	12
様式10 衛生管理に関する提案書	調理室の衛生管理の他、衛生管理に対する本社(支社)の関与がどの程度行われるものであるか。特に大量調理施設における食中毒防止対策(感染症含む)が具体的に提案されているか。	16
様式11 食材調達に関する提案書	地元業者を活かし、国産又は県内産を意識した調達計画、大量調理施設に対応した調達計画となっているか。また、土日、帰省期間等における食数の変動に対応できる内容となっているか。	8
様式12 引継計画に関する提案書	令和6年4月1日からの業務開始に合わせ、スムーズな引継ぎが行われる内容であるか。	4
様式13 見積書	予算内であるか。適正な人件費であるか。管理に係る経費の効率化が図られているか。	24
	合 計	100

### 13 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

### 14 日程

募集公示	令和5年11月9日(木)
参加申込み	令和5年11月14日(火)まで
参加資格の確認結果通知	令和5年11月16日(木)
質問受付	令和5年11月9日(木)から 令和5年11月20日(月)まで
質問に対する回答	令和5年11月22日(水)まで
提案書等提出期限	令和5年11月29日(水)
プレゼンテーション	令和5年12月7日(木) 予定
契約日	令和5年12月14日(金) 予定

### 15 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。(契約書の作成要)ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

## 16 問合せ先

〒940-2502

新潟県長岡市寺泊藪田 6789 番地 4

コロニーにいがた白岩の里 指定管理準備室 担当：塚越

電話番号 0258-75-3130

E-Mail tsuyoshi\_tsukagoshi@nagaokafk.com

## 17 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式 14「コロニーにいがた白岩の里給食業務委託プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
  - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
    - ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
    - イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
    - ウ 期限後に提案書を提出した者